

令和2年11月

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

『エネルギー管理企画推進者』及び『エネルギー管理員』の
エネルギー管理講習（資質向上講習）受講について

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）では、特定事業者等によるエネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の選任が義務づけられております。

エネルギー管理講習の修了者からエネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員を選任している事業者は、この者に対して、3年ごとにエネルギー管理講習（資質向上講習）を受講させることが省エネ法の規定により義務づけられております。

令和2年度の本講習受講対象となっております場合は、必ず講習を受講ください。

●申込受付期間：

令和2年11月5日（木）～ 令和3年1月18日（月）

●講習日：

全国10都市にて令和3年1月13日～2月26日のうち1日間で実施

※申込み方法及び受講日等の詳細は、一般財団法人省エネルギーセンターのHP（別紙1）に掲載の申込案内書をご覧ください。また、今年度の受講対象者についての詳細は、別紙2をご覧ください。

**選任者の受講義務の有無・資質向上講習の受講申し込み等
に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。**

経済産業大臣指定講習機関

一般財団法人省エネルギーセンター エネルギー管理試験・講習本部 講習部

TEL:03-5439-4977
e-mail : train@eccj.or.jp

エネルギー管理講習（資質向上講習）の講習受講申込みの方法

本年度エネルギー管理講習（資質向上講習）は、経済産業大臣指定の「指定講習機関」として一般財団法人省エネルギーセンターが実施するものです。

資質向上講習のお申し込みの方法は、申込案内書に添付されている払込取扱票（兼申込書）を郵便局窓口に出す方法とインターネット申込みの2種類があります。詳細につきましては、下記省エネルギーセンターのHPをご参照ください。

<https://www.eccj.or.jp/mgr1/lctr/index.html>

払込取扱票が綴じ込まれた申込案内書をご希望の方は、次のURLから申込書請求用紙をダウンロードしてメール又はFAXでご請求ください。

https://www.eccj.or.jp/pdf/lctr_a20.pdf

問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター エネルギー管理試験・講習本部 講習部
住所：〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング
TEL：03-5439-4977 メール：train@eccj.or.jp FAX：03-5439-6290

令和2年度の資質向上講習の受講対象者

「エネルギー管理企画推進者」又は「エネルギー管理員」に選任されている者のうち、以下の①から③に該当する者

- ① 平成29年度のエネルギー管理講習（新規講習）を修了し、平成29年度から令和元年度の間を選任された者
- ② 平成29年度のエネルギー管理講習（資質向上講習）を修了した者
- ③ 平成19年度から平成28年度の間、エネルギー管理講習（新規講習）又は（資質向上講習）を修了し、令和元年度に選任された者

※エネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員として選任されている者とは、「エネルギー管理企画推進者選任届出書」又は「エネルギー管理員選任届出書」により所管の経済産業局に届出されている者のこと。

参考条文

【エネルギーの使用の合理化等に関する法律】（抄）

（エネルギー管理企画推進者）

第九条 特定事業者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる者のうちから、前条第一項に規定する業務に関し、エネルギー管理統括者を補佐する者（以下この条において「エネルギー管理企画推進者」という。）を選任しなければならない。

一 経済産業大臣又はその指定する者（以下「指定講習機関」という。）が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギーの使用の合理化に関し必要な知識及び技能に関する講習の課程を修了した者

二 （略）

2 特定事業者は、前項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理企画推進者を選任した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理企画推進者に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理企画推進者の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 （略）

第十二条 第一種特定事業者のうち前条第一項各号に掲げる工場等を設置している者（以下この条において「第一種指定事業者」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、その設置している当該工場等ごとに、第九条第一項各号に掲げる者のうちから、前条第一項各号に掲げる工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関し、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視その他経済産業省令で定める業務を管理する者（以下この条において「エネルギー管理員」という。）を選任しなければならない。

2 第一種指定事業者は、第九条第一項第一号に掲げる者のうちからエネルギー管理員を選任

した場合には、経済産業省令で定める期間ごとに、当該エネルギー管理員に経済産業大臣又は指定講習機関が経済産業省令で定めるところにより行うエネルギー管理員の資質の向上を図るための講習を受けさせなければならない。

3 (略)

【エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則】 (抄)

(資質の向上を図るための講習の期間)

第十四条 法第九条第二項、第二十条第二項又は第三十一条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日 (エネルギー管理企画推進者に選任されている者が法第九条第二項、第二十条第二項又は第三十一条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日) の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理企画推進者に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理企画推進者に選任された者

二 (略)

第三十二条 法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項の経済産業省令で定める期間は、エネルギー管理員に選任されている者が法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日 (エネルギー管理員に選任されている者が法第十二条第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項、第二十五条第二項、第三十四条第二項、第三十六条第二項、第四十二条第二項又は第四十四条第二項に規定する講習を受けたことがある場合には、当該者が受けた当該講習のうち直近のものを受けた日) の属する年度の翌年度の開始の日から起算して三年とする。ただし、当該者が次に掲げる者である場合には、エネルギー管理員に選任された日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して一年とする。

一 法第九条第一項第一号に規定する講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して二年を超えた日以降にエネルギー管理員に選任された者

二 (略)

留意点

(1) エネルギー管理士免状取得者について

- ・省エネ法では、**A**エネルギー管理講習の修了者、又は**B**エネルギー管理士免状取得者をエネルギー管理企画推進者、エネルギー管理員として選任し、届出することが義務づけられています。
- ・今回の講習は、上記の選任されている者のうち、**A**の者を対象とする講習であり、**B**の者は対象となりません。
- ・貴社のエネルギー管理企画推進者、エネルギー管理員に変更が生じ、**A**として届出済みの内容を**B**へ変更する場合には、管轄の経済産業局へ変更届をご提出ください。

(2) エネルギー管理員等の外部委託について

- 受講対象のエネルギー管理企画推進者又はエネルギー管理員が外部委託されていて、当該受講対象者が貴工場・事業場に常駐していない場合であっても、貴職より当該者に対して受講するようご指導をお願いいたします。